

在留邦人の皆様へ

カナダ政府による電子渡航認証（eTA）義務化について（御注意ください）

カナダ政府の発表によると、本年3月15日以降、カナダに空路で入国する際は、事前に電子渡航認証（Electronic Travel Authorization（eTA））を申請することが義務化されています。（但し、カナダ移民局によると、本年9月29日前までは、eTA申請が完了していない場合であっても、「猶予期間」として、その他の渡航書類等（有効な旅券など）の確認ができることを条件に、カナダに入国する飛行機に搭乗できると同局ホームページで案内されています。<http://www.cic.gc.ca/english/helpcentre/answer.asp?qnum=1235&top=16>）

これまでカナダでは、短期滞在（ビジター）で入国する日本人に対しては査証（ビザ）が免除されていますが、eTA手続きは、カナダに査証免除で入国できる国の人が対象になります。また、就労・就学ビザの発給を受けてカナダに滞在している方が、カナダ国外に出てカナダに再入国する場合も同様です。カナダに陸路または海路で入国する場合は、eTAは不要です。

なお、カナダ政府は、カナダ国籍に加えて上記のカナダ査証免除対象国（日本等）の国籍を併せ持つ方々について、「カナダ国籍者はeTA申請はできない」として、上記の猶予期間終了後にカナダに空路で入国する際には、カナダ国籍の証明のため「カナダ国旅券」が必要になる旨案内しています。

詳しくは、カナダ政府のホームページ（www.Canada.ca/eTA）を御参照ください。同ページからオンライン申請ができます。

また、カナダ移民局のホームページでは、eTAについて日本語の説明も掲載されていますので御参照ください（以下のリンク先）。但し、情報の更新が遅れている場合もありますので御注意ください。

「カナダに空路で入国？」<http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-facts-ja.asp>

電子渡航認証申請（英語）※eTA申請用紙記入項目の案内（日本語PDF版）も掲載しています。

<http://www.cic.gc.ca/english/pdf/eta/japanese.pdf>